



資料編

1 高梁市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 1 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、高梁市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 教育・保育分野の関係者
- (3) 子育て当事者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各号の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(報酬等)

第8条 委員に対して支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年高梁市条例第35号)による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第31号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 高梁市子ども・子育て会議委員名簿

No	種別	団体（所属）	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	一般社団法人 高梁医師会	生田 夏実	会長
2		学校法人順正学園 吉備国際大学	栗田 喜勝	
3		国立大学法人 岡山大学	床尾 あかね	
4		高梁市民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）	森宗 優子	
5	教育・保育分野の関係者	高梁市立小学校長会	菅野 秀昭	
6		高梁市立園長会	堀江 典子	
7		高梁市保育協議会	安原 弘之	副会長
8		高梁市自立支援協議会児童部会	川上 路代	
9	子育て当事者	就学前 保護者	桑原 寛子	
10		幼稚園・保育園・こども園 保護者	池田 明和	
11		小学校 保護者	西口 伸予	
12	その他	高梁市学童保育	芳賀 妙子	
13		高梁市パパ・ママ・子育て応援企業	三上 泰史	
14	一般公募	-	石井 智恵	
15		-	土井 克代	

3 高梁市子ども計画検討委員会

高梁市子ども計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高梁市子ども計画（以下「計画」という。）の策定及び進行管理について、必要事項を検討するため、高梁市子ども計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定又は変更に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定又は変更に関し、関係部署間の調整に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長を、副委員長は健康づくり課長を、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、議事に応じ、委員を特定して会議を招集することができる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務を円滑に行うため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充て、必要により関係機関の職員の参画を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、こども未来課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書企画課長、産業振興課長、協働定住課長、福祉課長、こども教育課長、社会教育課長
--

別表第2（第5条関係）

秘書企画課、産業振興課、協働定住課、健康づくり課、福祉課、こども教育課、社会教育課の各職域から2名以内

4 子育て支援相談窓口

No	相談窓口等	お問い合わせ先・相談先	備考
1	高梁市 子ども家庭センター	育児相談 健康づくり課おやこの保健係 TEL：21-0228	保健師・栄養士による育児に関する相談を定期的に子育て支援センターで行っています。また、電話・面接相談は随時行っています。
2		児童虐待相談 子ども未来課子ども相談係 TEL：21-0288	児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した方、子育てが大変でイライラしてついこどもに手がでてしまうという方など、幅広く相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。
3		家庭児童相談 子ども未来課子ども相談係 TEL：21-0288	市の家庭児童相談員が、18歳未満のこどもの発達や養育、家庭環境など、こどもに関する相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。
4	高梁市 子ども未来課	ひとり親家庭 (母子・父子等) 相談 子ども未来課子ども相談係 TEL：21-0288	市の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者からの子育てや家庭の問題、就業、経済的な問題など、様々な相談に応じています。必要に応じて、より専門的な機関等に紹介します。
5	高梁市 教育委員会	教育相談 子ども教育課 「相談電話」 TEL：22-7867	学校生活、家庭生活又は社会生活において悩みを持つ小学生、中学生やその保護者の相談に応じています。
6		就園・就学相談 子ども教育課就学前係 TEL：21-1518 指導係（小・中学校） TEL：21-1509	発育・発達の遅れや障害などにより、幼稚園・保育園・子ども園入園、小学校、中学校への就学についての悩みを持つ保護者の相談に応じています。
7		教育支援 ネットワーク室 (高梁市適応指導教室) 子ども教育課指導係 TEL：21-1509 教育支援ネットワーク室 (やすらぎ教室内) TEL：22-7007	保護者の相談窓口として、子育てに関する心配事・悩みを気軽に相談できる場です。不登校（傾向）の児童・生徒を対象とした体験活動を行っています。
8	高梁市 青少年育成センター	青少年に関する相談 社会教育課生涯学習係 TEL：21-1514	青少年の健全育成を図るため、いじめ・不登校・家庭内暴力・子育て等について関係機関と密に連携して、青少年や家族等の相談活動を行っています。
9	岡山県	親子のための相談 LINE  子ども・福祉部子ども家庭課 TEL：086-226-7911	子育てに対する不安や悩みなどの様々な相談に、福祉や心理などの専門スタッフが対応します。
10		子どもの心とからだの総合相談 備北保健所 TEL：21-2835	こどもの発達上の様々な不安について相談に応じている岡山県備北保健所の定例相談です。
11	倉敷 高梁分室 倉敷児童相談所	養護相談 心身障害相談 育成相談 非行相談 倉敷児童相談所高梁分室 TEL：21-2833 ※相談日以外の相談先 倉敷児童相談所 TEL：086-421-0991	養育問題や児童の非行、心身障害など、児童福祉に関することについての相談に応じている岡山県の機関になります。必要に応じて専門的な調査や判定を行い、指導や児童福祉施設への入所措置を行っています。

高梁市の市外局番は「0866」です

No	相談窓口	お問い合わせ先・相談先	備考
12	総合相談センター たかはし障害者 福祉課	たかはし障害者総合相談センター (レイユール) (たかはし発達障害者支援センター) TEL：22-9800	障害児(者)やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、専門の相談員が日常生活の様々な心配事に対して、地域の福祉サービスの情報提供や手続き等を支援するなど、関係機関と連携して一体的に相談支援を行います。 ※たかはし発達障害者支援センターは、発達障害児(者)が、社会で自立した生活を送れるように、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携しながら、発達障害に関する専門的な相談支援を行います。
	高梁市 福祉課	福祉課障害福祉係 TEL：21-0284	障害に関わる申請等の相談に応じています。
13	総合相談センター 岡山県青少年	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口 TEL：086-224-7110 ・教育相談 TEL：086-221-7490 ・進路相談 TEL：086-224-1121 ・ヤングテレホン・いじめ110番 TEL：086-231-3741 	「総合相談窓口」、「教育相談」、「進路相談」、「ヤングテレホン・いじめ110番」の相談窓口が集まった総合相談センターです。 (面接相談については、電話でご確認ください。)
14	吉備国際大学	学校に関する相談 発達に関する相談 性格や行動に関する相談 対人関係に関する相談 吉備国際大学 心理相談室事務局 TEL：22-9033	学校(不登校、いじめ、友人関係、学業不振など)や発達(ことばや知恵の遅れ、育てにくさなど)のほか、対人関係、子育ての悩み、虐待、夜尿症、家庭内暴力など、乳幼児からお年寄りまで、様々なご相談を受けています。
15	地域の相談窓口	高梁市福祉課生活福祉係 TEL：21-0266	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 … 地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じます。 ・主任児童委員 … 民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する活動を専門に活動しています。
		高梁市協働定住課市民協働係 TEL：21-0254	・人権擁護委員 … 人権に関する様々な相談に応じます。

高梁市の市外局番は「0866」です

高梁市こども計画

令和7（2025）年3月

発行 岡山県高梁市 健康福祉部 こども未来課
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地
電話 (0866) 21-2666
FAX (0866) 23-1433
E-mail kodomo@city.takahashi.lg.jp